

令和 4 年 9 月 26 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の
収入確認の特例の延長について

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例については、令和 3 年 6 月 8 日付文書（税経 25 号）、令和 3 年 12 月 9 日付文書（税経 68 号）にてお知らせしているところです。

今般、厚生労働省保険局保険課長より、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について」が発出されましたので、お知らせいたします。

令和 4 年 9 月半ば過ぎからオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種が開始されることとなり、令和 4 年 9 月末までとされていた、本特例措置についても 令和 5 年 3 月末まで延長されることになったものです。

本特例措置については、厚労省の下記の Web サイトに別添様式 1 の申立書（ワードファイル）とともに掲載されていますので、あわせてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html

上記の特例は、あくまでも社会保険における被扶養者認定におけるものであり、税制上の特例ではないことを申し添えます。

なお、医療職以外（事務職等）については、従前どおり、一時的に収入が増加する場合については、令和 2 年 4 月 10 日付事務連絡及び令和 3 年 2 月 12 日付事務連絡において示された取り扱いに沿って適切に対応いただくよう記載されています。

また、令和 4 年 10 月 1 日から「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 40 号）の一部が施行されることから、短時間

労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます。(該当する事業所には日本年金機構より個別に事前の通知がされております、ご確認は所管の年金事務所までお問い合わせください)

具体的には、厚生年金保険の被保険者の総数が **100 人を超える事業所で**、下記の 4 要件を全て満たす労働者が適用拡大の対象となります。

- ・週の所定労働時間が 20 時間以上
- ・月額賃金 8.8 万円以上
- ・2 か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

上記の適用要件に当てはまる労働者については、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱われることとなり、被扶養者とはならないことにご留意をお願いします。(上記の内容は概要となります。個別事例のご確認は年金事務所、もしくは保険者(協会けんぽ、健康保険組合)までお問い合わせください。)

なお、適用拡大の詳細については、下記の厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイトをご参照ください。

(厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト)

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

(別添資料)

- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について(周知依頼)
(日本医師会宛添書 厚生労働省保険局保険課)
- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について(令和 4 年 9 月 20 日付 厚生労働省保険局保険課長)
 - ・様式 1 : 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る
申立書
 - ・別紙 1 : 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の
収入確認の特例に関する Q & A (保険者向け)
 - ・別紙 2 : 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の
収入確認の特例に関する Q & A (被保険者・被扶養者向け)
- 被扶養者の収入の確認における留意点について(令和 3 年 2 月 12 日事務連絡)

事務連絡
令和4年9月22日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について（周知依頼）

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、現在、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、短期集中的にワクチン接種業務に従事する医療職の方を確保する観点から、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け保保発0604第1号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」（令和3年6月4日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）を发出し、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の方に関する、健康保険の被扶養者認定等の際の収入確認における臨時の特例的な取扱いを整理し、健康保険組合等に対し適切な対応を求めているところです。

今般、令和4年9月半ば過ぎからオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種が開始されることとなり、特例臨時接種の実施期間が令和5年3月末まで延長されたことに伴い、本特例措置についても令和5年3月末まで延長することとしました。

貴会におかれましては、別添1（特例通知）及び別添2（特例事務連絡の別紙2（被保険者・被扶養者向けQ&A））の内容を御了知いただくとともに、貴会会員に対し適切な周知が行われるよう、御協力のほどお願いします。

（連絡先）

厚生労働省

保険局保険課 佐々木、加藤

連絡先：03-5253-1111（代表）

03-3595-2556（直通）